

様式第2号(第3条関係)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育委員会事務局 すこやか教育推進課
委託業務番号	令和6年度 長す教第41号
委託業務名称	長浜市立学校校内LAN拡充整備業務
委託業務場所	長浜市高田町9番9号 長浜小学校 他
業務の概要	小学校、中学校、義務教育学校35校の図書室等の無線LANアクセスポイントの設置 (図書室、会議室等393か所)
履行期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年5月28日
契約額(税込)	金50,131,840円
契約の相手方	米原市米原西23番地 日本ソフト開発株式会社 代表取締役社長 蒲生 仙治
契約相手方の選定理由	本業務は図書室等への無線LAN機器の設置が主要な内容となっており、その設置にあたっては校内ネットワークの分岐の根幹をなす「基幹スイッチ」への配線の追加及びシステム面の設定変更が必要となる。この「基幹スイッチ」の設定変更是、電力供給の不足や通信の相互干渉等、校内通信全体に重大な影響を及ぼす恐れがあり、障害発生時に、責任の所在を確定させることができることが非常に困難であるため。
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定</p> <p>(1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>